

①カーブミラー

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
①-1	道の尾 高田南団地 (天理教の建物裏の新しい団地)	カーブや十字路が多く、全体的に見通しが悪い カーブミラーの設置をお願いしたい	地域安全課	当該道路は工事が予定されているため、進捗状況を確認しながら現地確認を行い、設置可否を判断したいと思います。
①-2	百合野 川原様宅を下ったところ	坂道を下って車の多い道路に出る際、左右ともに車が来るのが見えない カーブミラーの設置または飛び出し注意、停止線、止まれマークなどの設置をお願いしたい	地域安全課	専門業者とともに現地確認を行いました。設置可能な場所がなかったため、代替案として、停止指導線の設置を行います。
①-3	高田越 さくらの団地全体	白線が消えかかっている カーブミラーや街灯が不足している	土木管理課 地域安全課	町全体の道路白線の状況を勘案し、優先度の高い箇所から引き直しを行います。 カーブミラーや防犯灯につきましては、設置によるデメリット(カーブミラー設置で視界が確保されたことにより通行車両が減速しなくなる。防犯灯設置で付近の住居内に光が入る事による弊害等)もあるため、設置につきましては自治会で具体的な設置要望箇所をお示しいただいた後、現地確認や夜間調査、専門業者との立ち合いを実施する等慎重に行っております。つきましては、具体的な設置箇所を自治会でとりまとめていただき、自治会要望としてお示しいただきたいと存じます。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。
①-4	高田越 道ノ尾駅近く、ソルジュグランデと向かい家との間の道	2方向のカーブミラーの設置の検討	地域安全課	対象の交差点につきまして現地確認を行いました。道の尾駅側より進行してくる車両につきましては、徐行する事により目視による確認が可能であるため、当該箇所につきましては、カーブミラーの設置は見送らせていただきます。 代替案として、歩行者道路を通行し道の尾駅へ向かう歩行者や自転車に対し、交差点手前で一時停止を呼び掛けるためのストップマークの路面設置を行います。
①-5	道の尾 西岡酒店から道の尾温泉の道路	見通しが悪い 歩道が狭い スピードを出して走行する車が多い 減速を促す標識やカーブミラーの設置等をお願いしたい	地域安全課	現地調査を実施した結果、対象箇所に「減速」の路面標示の設置が望ましいと判断いたしましたので、対応させていただきます。

②標識等の設置

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
②-1	道の尾 とくひさ歯科から道ノ尾温泉への道路	とくひさ歯科から裏道へ入る車が多い上に、スピードを出したまま進入してくる車が多い。横断歩道を渡るのに危険を感じる 通学路を示す看板や減速を促す標識等の設置をお願いしたい	地域安全課	当該道路は歩道に歩行者巻き込み防止のラバーポールが設置されており、進行方向に遮蔽物もなく、目視による横断歩道および横断者の確認が可能であることや、看板等の設置により、直進車両の誤認を招く恐れがあると判断したため、看板等の設置は見送らせていただきます。
②-2	フォーレツインキャッスル フォーレの門を出てすぐの横断歩道	朝から交通量も多く、マンションから出る車もあるため、横断歩道を渡るタイミングがなかなか取れないケースがある 歩行者注意等の看板の設置をお願いしたい	地域安全課	都市計画道路西高田線の整備に伴い、道路状況の変化(改善)が見込まれることや、比較的見通しが良い交差点であることから、目視による横断歩道および横断者の確認が可能であるため、看板設置等の対応は見送らせていただきます。
②-3	百合野第一 田上酒店前の道路から西彼保健所へ登る坂	道を渡るときに車が来ているか見えにくい 止まれマークが消えているので引き直してほしい	地域安全課	「止まれマーク」の路面設置を行いました。
②-4	百合野第一 田上酒店前の前	横断歩道にある止まれマークが消えている 新しく止まれマークをつけてほしい	地域安全課	「止まれマーク」の路面設置を行いました。
②-5	百合野第一 高田コミュニティセンター前のカーブ	交通量も多くスピードを出している車も多い。見通しが悪い カーブミラーは設置してあるため、注意喚起のマークがほしい	地域安全課	当該箇所は歩行者対策として、現在、グリーンベルト及び巻き込み防止のラバーポールが設置されております。視界の確保につきましては、現在設置しているカーブミラーを活用していただく必要があり、他の注意喚起を追加することで運転手の視線を多方向へ向ける事は、前方不注意を招く恐れがあるため、注意喚起のマークの設置は見送らせていただきます。
②-6	百合野 百合野公民館前バス停近く	保育所ありの看板は、移動済みのため撤去して良いのでは	土木管理課 (維持)	不要なため撤去いたします。
②-7	百合野 児童公園のトイレの裏にある倉庫	子どもたちが策に足をかけて倉庫に登っている 「登るな危険」などの看板を設置してほしい	土木管理課 (管理)	フェンスに簡易的な注意看板を設置いたしますが、学校や自治会内での声かけについてもご配慮いただけますようお願いいたします。

②-8	百合野 「松喜」の裏の道路	川の入口の柵が開いている 「入るな危険」の看板を設置してほしい	土木管理課 (維持)	関係者以外立ち入りしないよう、入口扉に鍵を取り付けさせていただきます。
②-9	高田越 トンネル横さくらの公園へ通じる道	通学時に交通量が多いが歩道がない 注意喚起の看板を設置してほしい	地域安全課 土木管理課 (維持)	道路脇の草が歩行者通路へ伸びて通行の妨げになっていることから、除草を行います。 外側線沿いにグリーンベルトを設置します。
②-10	高田越 さくらの第二公園	公衆トイレをかくれんぼ等の遊びの目的で使用している 看板等による子どもたちへの注意喚起をお願いしたい	土木管理課 (管理)	トイレ内に簡易的な注意看板を設置いたしますが、学校や自治会内での声かけについてもご配慮いただきますようお願いいたします。
②-11	高田越 さくらの第一公園と第二公園の歩道	道路の「とまれ」表示が消えかかっている 表示の張替え	地域安全課	「止まれマーク」の路面設置を行いました。 さくらの第一公園とさくらの第二公園に近い位置に貼られていた「止まれマーク」につきましては、青色ペイント部分を横断することが望ましいと判断し、路面設置を行っておりません。
②-12	高田越 さくらの第一公園と第二公園の道路	道路が青色にペイントされているのにも関わらず速度を上げて通る車が多い 減速を促す表示や通学路を示す表示を設置してほしい	地域安全課	「歩行者注意」の路面標示がされており、周囲に遮蔽物もなく、目視による横断者の確認が可能であるため、新たな表示の設置は見送らせていただきます。
②-13	道の尾 スシロー裏の通学路	通学時間帯は特に交通量が多い。減速せずに進入してくる車が多く危険 通学時間の車両の通行規制や原則を促す標識等をお願いしたい	地域安全課	通学時間帯の車両の通行規制につきましては、令和3年度に時津警察署交通課へ相談し、当該道路に交通規制をする事により、周辺道路の渋滞悪化を招く等の理由から規制はできない旨の回答を得ております。代替案として、当該歩道にグリーンベルトを設置し、当時の高田越自治会長へ報告して了解を得ております。 減速を促す対策として、当該道路上に注意を促す路面標示を行います。

③除草や手入れ等

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
③-1	高田越 ローソンからさくら野公園間の階段	草木が生い茂り階段が隠れている。草野下にゴミが多い。 児童の顔の高さまで草が生えているところがあり怪我の危険あり 定期的な除草をお願いしたい	土木管理課(維持・管理) 契約管財課	階段通路及び階段脇法面は伐採を行ないました。 さくらの公園法面は今後伐採を行ないます。
③-2	フォーレ(正式には西高田) 食品環境センターから踏切までの区間	ところどころ植木などで道幅が狭く、雨の日など通行時に危険な箇所がある 可能であれば、剪定依頼をお願いしたい	土木管理課(建設)	通行に支障がある部分については伐採を行なうよう指導を行います。
③-3	フォーレ(→正式には西高田) まるみつの正面、民家の石垣の前	道幅が狭いうえに、歩道上に植木の張出し、標識、電信柱もあるため、通行の際に車道に出る必要がある せめて植栽だけでも剪定してもらえないか	土木管理課(維持)※民地	通行に支障がある部分については伐採を行なうよう指導を行います。
③-4	高田越 高田中近くの高架下	草が生い茂って遊歩道に入ってしまうと中の様子がわからない 除草作業をお願いしたい	土木管理課(維持)	除草作業対応済。
③-5	東高田 ラッキーグループ～元木踏切	歩道脇の植木の背が高く、子どもたちが車道から見えない 草を刈ってほしい	土木管理課(維持)※県	県道のため、道路管理者の長崎振興局道路維持課に連絡いたします。
③-6	東高田 峰商店～メモロードまでの歩道	部活の帰り、暗くて危険。足元も見えない。草が多く、水たまりが多い。 街灯をつけてほしい。草刈りをしてほしい。	土木管理課(維持)※県 地域安全課	歩道の草や水たまりについては、道路管理者の長崎振興局道路維持課に連絡いたします。 当該歩道の夜間調査を実施いたしました。防犯灯は十分に設置されておりましたが、街路樹の枝葉が伸びて光が遮断されている状況でありましたので、管理者である長崎振興局に対して、定期的な木々の剪定や雑草の処理、木々の伐採等の要望を行いました。
③-7	高田越 小田公園	夏場は草が生い茂り、遊べないことがある 定期的な除草等、公園の管理をお願いしたい	土木管理課(管理)	公園内の除草等に関しましては定期的の実施したいと考えておりますが、作業スケジュールの関係上、ご不便をおかけすることがある点につきましてはご理解いただきますようお願いいたします。

③-8	高田越 中学校グラウンド上からさくら野団地への階段	草木が生い茂って枯葉やつたで滑りやすく、階段が隠れるところがある 夜間は暗く危険 草木が生えないような処置を検討してほしい	契約管財課	町有地の草払いについては、町内全ての伐採希望箇所から、緊急性や地域性を総合的に判断し、行っております。 現地を確認しましたが、一部私有地がありました。町有地については、10月に除草を行いました。
③-9	高田越 中学校周辺の道路	草木が生い茂って道が暗いため夕暮れ時の下校が不安 定期的な伐採をお願いしたい	契約管財課	町有地の樹木の伐採については、町内全ての伐採希望箇所から、緊急性や地域性を総合的に判断し、行っている状況です。 ご要望の箇所については、定期的な伐採は予定しておりません。

④公園内の整備

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
④-1	高田越 さくらの第一公園	すべり台の鉄棒の下に岩や大きな石があり危険 さくら野第二公園のように下をクッション素材にしてほしい	土木管理課(管理)	すべり台に関しましては、着地マットを設置します。また、鉄棒については、必要に応じて土を補充するなどの対応を行います。
④-2	高田越 さくらの公園の階段および周辺	車で通る際、階段を上り下りする子どもの姿が見えないので、ボール拾いに急に降りてきている時などとても危険 公園内のフェンスの高さをあげてほしい 飛び出し注意の看板設置 公園外壁に消火器を設置(こどもの手の届かない高さ)	土木管理課(管理) 地域安全課	継ぎ足し等によりフェンスの高さをあげることは安全面等も踏まえると困難です。また、フェンスのやり替えを行うことは、現時点で想定しておりません。「飛び出し注意」等の看板設置につきましては、設置に適した構造物がありませんでしたので、対応不可とさせていただきます。 公園利用者の飛び出しを抑制するために、消えかかっていた「止まれマーク」の再設置を行いました。

⑤側溝や歩道の整備

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
⑤-1	高田越 小田公園付近赤瀬さん宅前の側溝	雨がひどくなると側溝から水があふれ道路に流れ出し、児童が通る際危険 大雨のときは側溝が浮いて道路まで流されることがある 側溝を固定してほしい	土木管理課 (維持)	側溝の固定を行います。
⑤-2	フォーレ(→西高田) 陣の自動車前の三叉路	横断歩道がないうえ、朝から時津に抜けるための車が多く通る 横断歩道、歩行者看板等の設置をお願いしたい	地域安全課	都市計画道路西高田線が整備段階であるため、 該当箇所への横断歩道設置については、関係機関で協議が行われる予定となっております。
⑤-3	フォーレ(→西高田) オーケー前側の歩道	道が狭い上に、店舗前の側溝とアスファルト部分の間に段差が多い 足を取られやすく危険 段差が少なくなるように補修を希望	土木管理課 (維持) 地域安全課	道路段差を解消し、ポストコーンを設置しました。
⑤-4	西高田 元木踏切付近	道幅が狭いため、歩行者と車が接触しそう 道幅を広くしてほしい。(これまでも何度か要望している)	土木管理課 (維持)	道路拡幅困難なため、踏切付近と元木橋付近に注意喚起看板を設置いたしました。
⑤-5	百合野第二 丸尾第三、ぶどうや前から高山様宅あたりの側溝	側溝が幅も広く深い こどもが落ちると危険 側溝の蓋を設置してほしい	土木管理課 (維持)	高山様宅前付近側溝は、注意喚起のためポストコーンを設置します。 町道合流地点である吉岡様宅横の側溝については、傾斜が急で危険性が高いため側溝蓋を設置します。
⑤-6	百合野第二 丸尾中央バス停下	溝蓋から雨の日雨水があふれている。蓋が浮いたりすることはないが、坂道のため、かなり雨水があふれ滑りやすい ここは通学路となっている 改善を要望する	土木管理課 (維持)	歩道上の側溝のみ滑り止め加工を行います。
⑤-7	百合野第一 島岡さん宅前	側溝の蓋の劣化、がたつき、隙間がある 新しいものに交換または修繕してほしい	土木管理課 (維持)	修繕対応済。

⑤-8	百合野 百合野と百合野第二との境目の所	フェンス下のコンクリートが空洞になって崩れている。前回の所見に比べ、今回はコンクリートの欠落部分が広がっており、劣化が進んでいる 危ないので修理をしてほしい	土木管理課 (維持)	私有地のため町では対応できません。所有者の責任で修理すべきものと考えます。
⑤-9	百合野 丸尾第三公園とコーポ葡萄の木アパートの間の通路	石蓋が割れてガタガタし、外れかけている。下は空洞になっているため危ない 危ないので修理をしてほしい	土木管理課 (維持)	修繕対応済。
⑤-10	高田越 新高田橋からさくら野団地へ向かう階段付近の空き地	空き地周りの柵が傾いているところがある 歩道にかかっているところは修繕をお願いしたい	土木管理課 (建設)	修繕対応済。
⑤-11	高田越 ブライトヒル前(杉本さん宅側)の歩道の縁石	ぐらついている 修繕をお願いしたい	土木管理課 (維持)	歩道縁石の修繕を行います。
⑤-12	高田越 ブライトヒル前(杉本さん宅側)の側溝	雨がひどい時、雨水が溢れ側溝が浮くことがある 側溝を固定してほしい	土木管理課 (維持)	側溝の固定を行います。

⑥階段の整備

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
⑥-1	高田越 OKホームセンター裏の長い階段	常に路面がぬれている 苔の発生で雨天時は大変滑りやすい 水の誘導対策をしていただきましたが、万全とはいえず、階段に滑り止め加工 をするなど引き続き改善策を検討いただきたい	土木管理課 (維持)	苔が発生した際は清掃を行いますのでご連絡ください。
⑥-2	百合野第二 丸尾第三公園の階段	階段手すりが錆びつき劣化している。また階段に穴が開いている。亀裂もある。 新しい手すりの設置。穴・亀裂の修繕	土木管理課 (管理)	昨年度実施した専門家による点検の結果、階段につきましては、一部ひび割れ 等が見られるものの、緊急性は高いとの判断でしたので、経過観察をしつ つ、穴や亀裂に対する修繕等ができないかの確認を行います。 また、手すりに関しましては、劣化が見られることから、経過を見ながら更新時 期について検討いたします。
⑥-3	高田越 新高田橋からさくらの団地へ向かう階 段	緑色のすべり止め加工が剥がれている 滑り止めの再加工をお願いしたい	土木管理課 (維持) 地域安全課	滑り止めの再設置を行います。

⑦交通規制

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
⑦-1	高田越 さくらの第二公園側の道	車止めの柵があるにもかかわらずバイクが通っている 車両禁止の表示をお願いしたい	地域安全課	時津警察署交通課に確認したところ、コの字型の柵が設置されている事をもって法的に車両通行禁止になるわけではなく、当該道路に交通規制を設定することは不可との回答でした。 当該道路のコの字型の柵は、車椅子の通行も想定した幅を空けており、物理的に道路の出入口を塞ぐ事は適当でないため、柵に「歩行者専用道路」等の表示を設置いたします。
⑦-2	南陽台 高等技術専門学校下の横断歩道	歩行者がいるのに止まらない車両が多い 横断歩道の信号を付けてほしい	地域安全課	時津警察署交通課が簡易的な現地調査を実施した結果、信号機の設置基準である1時間の自動車等往復交通量が300台以上に該当しないため、設置不可との回答をいただきました。
⑦-3	百合野 児童公園前の道路	見通しが悪く、デイリーヤマザキから横断してくる人が見えない デイリーヤマザキの駐車場の所にポールとロープの増設をして、その場所からは横断できないようにしてほしい	地域安全課	当該地はデイリーヤマザキ長崎百合野店の敷地であり、特定の店舗の出入りの対策のために町で対応する事は公共性の観点から難しいため、店舗側に相談しましたが、以下の理由により、対応は難しいとの回答をいただきました。 ・これまでもカラーコーンなどの備品にロープを設置するなど対応してきましたが、ロープを外されるだけでなく、備品を破壊されるなどの被害が出ているため。

⑧道路の白線等の整備

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
⑧-1	百合野 田上酒店前の道路	白線やとまれマークが消えている 白線の書き直しと止まれマークの張り直しをしてほしい	土木管理課 (維持) 地域安全課	横断歩道の白線の引き直しは時津警察署に要望します。外側線は町で引き直しを行います。 「止まれマーク」の路面設置を行いました。
⑧-2	フォーレ(→西高田) 北陽台高校登り口前の道路	横断歩道もなく、朝は北陽台高校に上がる車も多いため、注意が必要 横断歩道の設置をお願いしたい	地域安全課	都市計画道路西高田線が整備段階であるため、 該当箇所への横断歩道設置については、関係機関で協議が行われる予定となっております。
⑧-3	東高田 町営住宅より下を見たところ	右側の歩道を歩くとちょうど電柱のカーブのところで視界が悪くなり、急に下から車が登ってくるので非常に危険 可能であれば、歩道を左右入れ替えてほしい。左を歩くことによって右を歩くよりは視界が開け、車を認識しやすい	土木管理課 (維持)	カーブの道路法面の草木が伸びて見通しが悪いことから、土地所有者と協議し対策を検討させていただきます。 カーブ右側歩道に歩行者注意喚起のためのポストコーンを設置いたします。
⑧-4	東高田 町営住宅東高田団地へ登る道	白線が消えている箇所が多い 線をはっきり引き、緑色の表示で歩道と車道の区別をつけてほしい	土木管理課 (維持)	白線の引き直しを行います。
⑧-5	百合野第二 平常心から田上酒店へむかう道	白線とスクールゾーンの文字が薄くなっている 白線と文字の書き直し	土木管理課 (維持) 教育総務課	白線の引き直しについては、昨年度のグリーンベルトを設置と併せて行っております。
⑧-6	百合野第二 リリー田島前道路	道路の一部が陥没し、雨の日水たまりが出来る 通学時、水たまりをよけてこどもたちが車道にはみ出してしまう 道路の舗装をお願いしたい	土木管理課 (維持)	雨水排水対策のため側溝の設置を行いました。
⑧-7	百合野第二 丸尾第三入口道路	雨の日、水たまりが歩道に出来る。通学時、水たまりをよけてこどもたちが車道にはみ出してしまう 道路の舗装	土木管理課 (維持)	経過観察とさせていただきます。

⑧-8	百合野第一 田上酒店横の駐車場横の通路	路側帯が狭く白線が消えている 白線の引き直しと緑色の塗装をお願いしたい	土木管理課 (維持)	白線の引き直しを行います。
⑧-9	百合野第一 島岡さん宅前	カーブになっているので、走行する車が敷地内に侵入している 通学路などにしてあるように緑色の塗装をしてほしい	土木管理課 (維持)	百合野団地内のグリーンベルトについては、高田小学校から要望を受けて、昨年度設置が完了しておりますので、当面は経過観察とさせていただきます。 必要に応じて注意喚起のためのポストコーンの設置を検討させていただきます。
⑧-10	百合野 百合野サンハイツ横のお墓から下る階段	道幅も狭いうえに、崖のほうに手すりがなく、勢い余って落ちる可能性がある 崖の方にも手すりを付けてほしい	土木管理課 (維持)	墓地の通路であるため、町が設置することはできません。 原材料支給は可能ですので、設置する場合は墓地管理組合等の受益者で申請をお願いします。
⑧-11	百合野 デイリーヤマザキと児童公園の間の道路	見通しが悪いが横断する人は多い 見通しの良い場所に横断歩道の設置をお願いしたい	地域安全課	時津警察署交通課に確認したところ、道路の湾曲部に該当するため見通しが悪く、また、横断歩道の設置基準である横断待ちのための公道のスペースが無い ため、設置できないとの回答をいただきました。
⑧-12	百合野 山崎様宅前の道路	スクールゾーンの文字が消えている 書き直してほしい	教育総務課	ここは、「スクールゾーン」の文字の書き直しに替えて、グリーンベルト(緑の路側帯)を安全対策として設置しました。グリーンベルトはドライバーに路側帯であることを視覚的に認識させることで、車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的としており、文字以上に「交通安全対策重点地域」という情報が伝わりやすく効果が高いからです。
⑧-13	百合野 田上酒店前の道路	いろんな方面から車が来るので危ない 下校時(15時~16時30分)も交通整理をしてほしい 横断旗の設置をしてほしい(各サイド5本ずつ希望)	地域安全課	当該横断歩道は、交通指導員の方が朝の立哨活動をしてくださっておりますが、有償ボランティアであることや、交通指導員の高齢化による負担軽減の観点からお願いする事は難しく、対応不可とさせていただきます。 横断旗の設置につきましては、要望内容の通り対応させていただきます。

⑨その他

管理番号	要望地区・場所	所見・要望内容	所管課	回答
⑨-1	百合野第二 丸尾中央バス停横空地壁	空地側壁の鉄球の根本のコンクリートが欠けている。鉄柱が倒壊する可能性があり危険 壁の舗装または鉄柱の除去	土木管理課 (管理)	設置者を確認し、補強、または撤去を行います。
⑨-2	西高田 元木踏切から150m入った道路	側面の崖が崩れてきており危険 崩れないように補修してほしい	土木管理課 (維持)	私有地のため抜本的な対策工事はできませんが、応急対策として土留め板を設置しました。
⑨-3	東高田 雪の浦ハムから少し登ったところ	有刺鉄線がつけてある丸太が置いてあり、引っかかってけがをする危険性あり スピードが出てくる車が来た時などすれ違う時危ないので、撤去するかせめて有刺鉄線を外してほしい	土木管理課 (維持) ※民地	私有地のため町では対応できません。
⑨-4	東高田 峰商店の左を登っていったところ	ガードレールが破損しているため、子どもでもすべにまたげる高さとなって後ろの川に落ちる可能性あり 以前より、交換の要望を出しているが、改善されていません。 新しいものに交換してほしい。	土木管理課 (維持) ※県(河川課) or民地	私有地のガードレールのため町では対応できません。地権者に連絡させていただきます。
⑨-5	百合野第二 木浦様邸の壁	腐食し鉄骨が剥き出しになっている。壁が崩れる可能性がある。 通学路である。 壁の舗装をお願いしたい	土木管理課 (維持) ※民地	私有地のため町では対応できません。所有者の責任で修理すべきものと考えます。
⑨-6	百合野 児童公園	時計の設置希望 登下校時や集団登校時、ラジオ体操時、遊ぶ時など、子どもが時間を確認できるように時計を設置してほしい ※外の目立つ所に防水の時計を設置してほしいが、叶わない場合、防水ではないが、有志で男子トイレの洗面の上のスペースに設置して下さるという方がいる。設置する際に穴をあけることになるが、設置することは可能か？	土木管理課 (管理)	時計に関しては、中尾城公園や総合公園など面積が広く、多くの利用者が見込まれる公園にのみ設置していることから、現時点で百合野児童公園への設置は考えておりません。 また、有志による時計設置につきましては、壁に穴をあけると雨水等が躯体内部に侵入し、劣化が進むなどの悪影響が及ぶことが想定されるため、お控えいただければと思います。